

新設 申請書類一覧

申請書類確認表	確認欄
・合併処理浄化槽設置補助金交付申請書(※右上の日付は未記入で提出) (※着工予定年月日は申請日の2週間後以降(祝日・年末年始を含まない)日付を記入) (※完了予定年月日は2月末日以前の日付を記入)	
・建築確認済証、建築確認申請書(第一面～第三面)の写し(建築主の名前は申請者と一致すること) (※建築確認を伴わない場合は浄化槽設置届出書の写し(鳥田市と中部健康福祉センターの受付印のあるもの) (※設置届は補助金申請時に受付印の日付から10日以上経過している必要あり) (※設置届に「既存住宅の尿尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書き適用願い」を添付した場合は写しを提出)	
・見積書(※日付、申請者宛て、業者名、社印、工事の内訳のあるもの)	
・し尿浄化槽の概要書(※浄化槽設備士の氏名欄に複数の設備士を記載してもよい)	
・浄化槽登録証の写し(※有効期間が切れていないもの)	
・登録浄化槽管理表(C票)	
・保証登録証(※証明印、確認者印があるもの)	
・案内図	
・平面図(※住宅の延床面積がわかるように住宅の寸法と計算方法を記載すること)	
・配置図(※宅内配管の経路、柵の位置を必ず記載すること。放流先の記載をすること。)	
・認定書写し(国交省)	
・型式適合認定書写し	
・型式適合認定書別添仕様書及び図面の写し	
・浄化槽設備士免状の写し(※し尿浄化槽の概要書に記載されている設備士全員のもの)	
・合併処理浄化槽施工技術者特別講習会修了証の写し(※昭和62年以前に浄化槽設備士の資格を取得した者のみ提出)	
・債権者登録書兼口座振替依頼書(通帳のコピー等と相違がないか確認)(申請者の口座を記載)(押印必須)	
・通帳のコピー等(金融機関名、支店名、カナ氏名、預金種別、口座番号の全てがわかるもの)	
↓ 現住所が鳥田市外の方の提出物	
・住民票の写し	
↓ 現住所が鳥田市内の戸建て住宅の方の提出物(※現住所が鳥田市外の方は提出不用)	
・既存の汚水処理状況が分かる書類 (※浄化槽清掃又は保守点検記録等、「単独処理浄化槽」「くみ取り便槽」「合併処理浄化槽」「公共下水道」「共同処理施設」のいずれかの記載があるもの)	
↓ 現住所が鳥田市内の戸建て住宅の賃貸の方の提出物(※現住所が鳥田市外の方は提出不用)	
・賃貸借契約書の写し	
↓ 設置届による申請の際に提出	
・放流先チェックリスト(※占用を行う場合は許可書のコピーを追加で提出)	
↓ 建売住宅又は建築確認済証、建築確認申請書の建築主名が申請者でない場合	
・「建物の売買契約書の写し」又は、 「建物の建築工事請負契約書の写し(建築場所の記載箇所も添付)」+「土地の売買契約書の写し」	
↓ 集合処理施設の廃止に伴う新設の場合	
・集合処理施設を廃止することについて協議し、廃止の日を決定したことが確認できる書面の写し	
↓ 集合処理施設の廃止に伴う新設の場合で戸建て住宅の賃貸の場合	
・「賃貸借契約書の写し」(申請者と貸主が賃貸借契約を結んでいるもの、申請者と貸主の名前・住所の記載があるもの) + ・「貸主の承諾書」(貸主の名前住所、借主(申請者)の名前住所、借りている住宅(浄化槽設置場所)の住所の記載があるもの)	
↓ 岸町地域内の生活排水路に排水する場合	
・岸町家庭雑排水等放流規制の承諾書の写し	